

11/12
(水)

元の生活をかえせ・原発事故被害いわき訴訟

第8回裁判

14:00~ **とろ** 福島地方裁判所いわき支部

裁判の前に150人超の原告で、原告代表と弁護団代表が3次提訴の手続きをします

二人の原告の口頭陳述があります

----- 駐車場は飯野八幡宮境内と広田次男法律事務所をご利用ください -----
----- 参加者は12:30までに飯野八幡宮広場にお集まりください -----

- 12:40 飯野八幡宮会館で決起集会開催
 - 弁護団・原告団あいさつ
- 13:05 デモ行進出発
- 13:15 傍聴席の抽選に並ぶ
抽選開始
- 13:30 入廷者の送り出し
- 14:00 ■ 裁判開始
(入廷者以外は飯野八幡宮会館に戻る)
- ↓ ↓ ↓
- 14:00 ● 会館で裁判についての説明会
・陳述者の紹介と陳述内容について
- 15:00 終了・解散

どなたも、
話し合っ、お出でください

裁判所を原告と支援者で埋め尽くしましょう

原発ダメ！

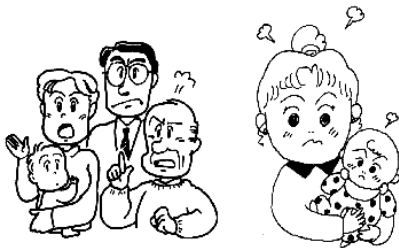
安倍内閣は、鹿児島県川内原発の再稼働と沖縄県辺野古の米軍新基地建設を一層強めています。そこに共通していることの一つは、国民、地元県民の多数の人々の声に全く耳を傾けないことでもあります。福島第二原発の廃炉を県民多数の声に反して言明しないことにも通じています。

大飯原発の判決は「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利（個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益＝人格権）が極めて奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかには想定しがたい」と指摘しました。

原発避難自殺訴訟判決では、「自死と本件事故との間には、相当因果関係がある」と、明確に東電の責任を断罪しました。

私たちはこうした判決にも確信を持ち、市民訴訟の進行に変化がみられるいま、一層の団結で取り組もうではありませんか。

原告団長・伊東達也



原発事故後の裁判から学ぶ市民の集い

どなたも参加できます 誘い合って参加しましょう

自死裁判 石船裁判

お話・広田次男弁護士

原発事故が原因で自殺したとして東電に賠償を求めた訴訟では、初の判決

●原発事故によって、はま子さんのみならず、避難を余儀なくされた多くの地域住民が、大きな精神的苦痛を受けることを本判決は正面から認めており、原発事故による、広範かつ継続的な精神的被害を認めた初の司法判断であるとして、極めて大きな意義を有するものです。 ■平成26年8月26日福島原発被害弁護団声明より抜粋

石船が回収不可能になったのは、第一原発の事故によるもの

3.11の大津波で小名浜港に係留されていた石運搬船が流され、3/21既に原発事故で立ち入り禁止の第2原発港内に漂着しましたため回収できませんでした。その後船は再漂流して富岡川北岸の砂浜に座礁したままです。原発事故がなければ回収して業務再開できたはず。この間の経済的損害の賠償をめぐって争っています。当初、11月5日判決予定でしたが「船のメンテナンスの費用についての証拠を提出されなし」として判決期日を延期しましたが、近く判決を出すと言っています。良い判決が期待できそうです。

大飯原発再稼働、差し止め命じる。生存と電気代、同列許さず

●本判決は、大飯原発3、4号機に限らず、原発が抱える本質的な危険性を認めたと評価できます。原子力規制委員会の適合性審査の下、川内原発や高浜原発の再稼働が強行されようとしています。川内原発や高浜原発を含むすべての原発は、本判決が指摘する危険性を有しているため、再稼働することは認められません。●これまで原発を容認してきたも同然であった司法は、市民感覚に沿って、福島第一原発事故とその被害の深刻な現実を目の当たりにして、「地震という自然の前における人間の能力の限界」を認める画期的な判断を下したものとすることができます。

■平成26年5月21日大飯原発運転差し止め訴訟弁護団声明より抜粋

大飯原発裁判

お話・伊東達也原告団長

入場無料

とき **11月12日(水) 18:00~20:00**
ところ **文化センター4階会議室**

原発事故の完全賠償をさせる会／元の生活をかせせ・原発事故いわき市民訴訟原告団／福島原発避難者訴訟原告団
〒973-8402／いわき市内郷御厩町三丁目101いわき教育会館内／TEL0246-27-3322 FAX0246-68-6771

